

令和4年第4回（2022年第4回）
八街市農業委員会総会

令和4年4月6日
八街市農業委員会

令和4年第4回（2022年第4回）農業委員会総会

令和4年4月6日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 山本重文 | 5. 古市正繁 | 9. 長野猛志 |
| 2. 佐伯みつ子 | 6. 円城寺伸夫 | 10. 貫井正美 |
| 3. 中村勝行 | 7. 藤崎 忠 | 11. 岩品要助 |
| 4. 今関富士子 | 8. 山本元一 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 繁田順一 | 7. 望月浩樹 | 13. 板倉 功 |
| 2. 糸久邦夫 | 8. 山本和秀 | 14. 鵜澤良一 |
| 3. 井口智昭 | 9. 小山哲章 | 15. 高橋 猛 |
| 4. 保谷研一 | 10. 京増恒雄 | 16. 中村宏之 |
| 5. 浅羽宏明 | 11. 小川正夫 | 18. 石井一男 |
| 6. 師岡重良 | 12. 實川彰一 | |

2. 欠席者 17. 寺嶋邦夫

3. 事務局

事務局長	小川正一	副主幹	齋藤康博
副主幹	及川透	主査	市原ふみよ

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定に
ついて

5. その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○小川事務局長

開会を宣す。(午後3時5分)

○岩品会長

令和4年第4回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、定例総会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回は、蔓延防止重点措置が解除になったことはもちろんですが、ただいま転出者の梅澤事務局長、太田副主幹より挨拶をいただき、また、新しく新任の事務局長として、小川事務局長、また青木さんが転入されました。

やはり、送るのも迎え入れるのも全員の皆様がいた時の方がいいのかなということで、全員の出席をいただきました。

今月から令和4年度になるわけですが、令和3年度より農業委員会といたしましては、人・農地プランということで取り組んでいただいておりますけれども、令和4年度につきましても人・農地プランの実質化ということで、皆様にご協力いただくようになると思います。

水田地帯では比較的順調に実質化ということも進んでいるようですが、畑作地帯に関しては、私が考えるところでは課題が多くあるのではないかなということです。そういうふうには思っています。

ですが、これは推し進めていかなければならない事業だと思いますので、その節はまた皆様にご協力をお願いしたいと思います。

それでは今月の案件は、農地法第3条、4条、5条本体で11件、5条計画変更2件、その他議案2件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は11名全員ですので、この総会は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員の出席委員は17名です。

なお、推進委員の寺嶋委員より欠席の届けがありましたので、報告します。

それでは、日程に従いまして会務報告を願います。

小川事務局長、お願いします。

○小川事務局長

それでは会務報告をいたします。

3月10日木曜日、午後1時30分より、転用事実確認現地調査を、調査委員会調査班第3班、山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員で実施いたしました。

3月22日火曜日、同じく午後1時30分より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、佐伯委員で実施いたしました。

3月31日木曜日、午後1時30分より、調査委員会現地調査及び転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員、推進委員の京増委員に出席いただきまして、実施いたしました。

4月4日月曜日、午後1時30分より、調査委員会面接調査を調査委員会調査班第3班、山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員、貫井副会長、推進委員の京増委員で実施いたしました。

以上です。

○岩品会長

次に議事録署名人の選任については、議長から指名することでご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければこちらから指名します。今月は、議席番号第3番、中村勝行委員、4番、今関委員にお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明をお願いします。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書3ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、沖字南沖、地目、畑、面積1,983平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第1号1番について、鶴澤委員、調査報告をお願いします。

○鶴澤委員

それでは議案第1号1番、農地法第3条申請にかかる調査報告について報告いたします。

まず、申請地についてですが、位置は市役所より南西に約8、7キロメートルで、進入路は、八街市道に面しており、確保されております。境界は石杭が打たれており、現況は、サブソイラがかけられており、きれいになっております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告いたします。権利者が所有する主な農機具は、トラクター6台、収穫期2台、コンバイン2台、トラック2台です。労働力は本人と弟、母親、祖父の4人であり、技術力についても問題なく、面積要件について下限面積の50アールを満たしております。また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の、効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障ありません。その他、参考となる事項として、営農計画は落花生を作付けする予定で、通作距離は、自宅から申請地まで、約3.7キロメートルで、車で約6分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は、

農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当していないため、本案件は何ら問題ないと思われ
れます。

以上で、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第1号1番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題
とします。

事務局、説明願います。

及川副主幹、お願いします。

○及川副主幹

それでは4ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたし
ます。

番号1、所在、榎戸字上地先、地目、畑、面積879.64平方メートル。当初目的、建売
分譲住宅3棟及び道路用地、変更後の目的、宅地分譲3区画及び道路用地。当初計画が実行で
きなかつた事由、及び変更するに至つた事由は、当初、建売分譲住宅3棟及び道路用地を計画
していたが、市場ニーズが自由設計志向であるため、宅地分譲3区画及び道路用地に変更した
いというものです。農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域及び第1種中高層住居専用
地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

続いて番号2、所在、八街字北中道地先、地目、畑、面積142平方メートルほか1筆、計
2筆の合計163平方メートル。当初目的、専用住宅、変更後の目的、専用住宅用地。当初計
画が実行できなかつた事由は、事情により、計画がなくなつたため。承継者の事由は、現在、
アパートに居住しているが、駅に近く、通勤に便利な当該申請地に専用住宅を建築したいとい
うものです。農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判
断されます。なお、本件は、議案第3号3番に関連しております。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第2号2番は議案第3号3番に関連していますので、後
ほど議案第3号で井口委員、調査報告をお願いします。

議案第2号1番について、山本和秀委員、調査報告をお願いします。

○山本和秀委員

議案第2号1番、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について調査報告を申し上げます。

当初、建売分譲住宅3棟及び道路用地と申請しておりましたが、宅地分譲3区画及び道路用地として計画を変更したいというものです。

まず、立地基準についてですが、申請地は榎戸駅より東方向へ約400メートルに位置し、進入路につきましては確保されております。農地区分としては、事務指針の28ページの④の⑥のウに該当するため、第3種農地に該当します。

次に、一般基準ですが、本申請は平成28年8月に建売分譲住宅3棟及び道路用地で申請書が出され、許可がおりております。

当初の事業計画では建売分譲を予定しておりましたが、景気の低迷により予算確保ができなかったのと、また、市場ニーズによる自由設計志向により宅地分譲へということで切替えたものです。また、権利者は不動産販売、土木建築業をしており、実績からも許可後は速やかに実施すると思われま

す。これらのことから立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第2号1番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○及川副主幹

それでは5ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、番号2は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、八街字新氷川小路地先、地目、畑、面積961平方メートル。転用目的、宅地分譲3区画及び道路用地。

番号2、区分、使用貸借、所在、地目同じく面積37.62平方メートル。転用目的、遊水池用地です。

転用事由、現在、不動産業を営む権利者が宅地分譲3区画と道路を整備し、販売するものであり、番号2については、当事業の、位置指定道路の雨水排水処理のための遊水池用地として使用貸借するというものです。

農地の区分は、用途地域内の第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号3は、議案第2号2番で説明したとおりです。

番号4、番号5、番号6は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号4、区分、一時転用、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積、584平方メートルのうち0.39平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

番号5、区分、一時転用、所在、地目、同じく、面積546平方メートルのうち0.36平方メートル。転用目的も同じです。

番号6、区分、一時転用、所在、地目、同じく、面積496平方メートルのうち0.33平方メートル。転用目的も同じです。

転用目的、営農型太陽光発電設備用地、転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。

番号7、番号8、番号9は関連しておりますので、一括してご説明いたします。番号7、区分、一時転用、所在、小谷流字ニノ作地先、地目、畑、面積2,086平方メートルのうち1,759.24平方メートル。転用目的、仮設事務所、PC板ストックヤード及び駐車場用地。

番号8、区分、一時転用、所在、小谷流字二澤台、地目、同じく、面積1,057平方メートルのうち1,029.45平方メートル。転用目的、同じです。

番号9、区分、一時転用、所在、地目、番号8と同じく、面積327平方メートルのうち201.17平方メートル。転用目的、同じです。

転用事由、現在、集合住宅の建築を請け負っているが、工区内にて仮設事務所等のスペースが確保できないため、隣接する当該申請地を仮設事務所、PC板ストックヤード及び駐車場として一時的に利用したい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に議案第3号1番、2番について、繁田委員、調査報告をお願いします。

○繁田委員

議案第3号1番、2番は関連しているため、一括して調査報告します。

まず、立地基準ですが、市役所より西方向へ約950メートルに位置し、八街市道より進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針28ページ④の⑥の(ウ)に該当する

ため、第3種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は宅地分譲3区画用地及び道路用地、遊水池とのことです。面積は合わせて998平方メートルであり、面積妥当と思われます。

次に、資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画です。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、申請地内をブロック積みし、土砂等の流出を防ぐ計画となっております。隣接農地所有者には、事業計画についても説明し、了承しているとのことです。周辺農地の営農条件へ支障を来すことはないと思われます。用水は市営水道、雨水は宅地部分は浸透柵で敷地内処理、道路部分は使用貸借で隣接地を借り受け、遊水池を設置し、汚水雑排水は市営下水道に接続し、放流するとのことです。

権利者は不動産業を営んでおり、許可後、速やかに事業を実施すると判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号2番、議案第3号3番について、井口委員、調査報告をお願いします。

○井口委員

議案第2号2番、第3号3番の関連案件について、併せて調査報告します。この案件に対し、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書が出されております。当初、専用住宅用地として許可を得ましたが、転勤が決まり計画を保留、その後も異動が続き、今や建てる意味がない状況になってしまい、土地の売却に変更したというものであります。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅より西へ約0.5キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針28ページ④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地として判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は163平方メートルであり、建築面積との関係においても、面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、借入金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障について、申請地周辺に農地はありません。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は現在アパートに居住しているが、駅に近く通勤に便利な当該申請地に専用住宅を建築し、居住したいとの理由もあり、必要性についても認められ、併せて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号4番から6番について、望月委員、調査報告をお願いします。

○望月委員

議案第3号4番、5番、6番については同一状況のため、一括して調査結果を報告します。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所から西へ約3キロメートルに位置し、八街市道からの進入路は確保されています。農地区分としては、事務指針26ページ②の㉔に該当するため、第1種農地と判断されます。しかし、申請は、営農型太陽光発電設備用地ということで、支柱部分の一時転用であることから、事務指針29ページ②の㉕による例外に該当します。

次に一般基準ですが、当申請は令和元年5月8日付けで許可されたものを継続するものです。耕作物はヒサカキで、現場はまだ育成中で、除草等しっかり管理がされており、耕作者は引き続き営農にあたるということから、本案件は、何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号7番から9番について、中村宏之委員、調査報告をお願いします。

○中村宏之委員

議案第3号7番、8番、9番について、農地法第5条申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。本件はいずれも、譲受人及び転用目的、転用事由が同一であり、申請地も同一地区に隣接して所在しておりますので、一括してご報告いたします。

本件申請は小谷流地区で総合レジャー施設を運営する会社が建築をする、共同住宅の工事を請け負う総合建設業者が、工事に伴う仮設事務所、PC板ストックヤード、駐車場用地の確保を目的として、一時転用を行おうとするものです。

初めに、立地基準ですが、申請地は八街駅から南西に約6.5キロメートル、川上小学校から南西に約1.5キロメートルの小谷流地区に所在しており、八街市道に面した場所にありません。対象地は、地目、現況とも畑ですが、農地区分としては、事務指針29ページ⑤の(b)に該当する、第2種農地と判断されます。

次に一般基準ですが、申請目的は、工事に伴う仮設事務所等の設置であり、申請面積については、議案第3号7番が1,759.24平方メートル、8番が1,029.45平方メートル、9番が201.17平方メートルであり、土地利用平面図からも、申請目的に沿った利用がされるものと判断されます。事業資金は自己資金としており、法人としての申請に係る事業の内容は、定められた目的、または業務の範囲に適合しており、許可後は速やかに着手されるものと思われま

す。また、隣接地は全て事業主体の関連会社が所有権を取得しており、給水は大型給水タンクを陸上設置し、汚水は仮設トイレ、雑排水ともにタンクに一時貯留し、汲み取り処理され、雨水は区域内浸透し、日照や通風についても、営農に及ぼす影響はないものと考えられます。また、申請地は土地改良事業の受益地ではありません。

なお、一時転用期間については、令和4年4月から令和6年5月末の予定となっております。

これらのことから、本件申請については、立地基準、一般基準ともに問題はないものと判断

されます。

以上で、議案第3号7番、8番、9番についての調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に議案第3号1番、2番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番、2番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号2番及び議案第3号3番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第2号2番及び議案第3号3番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号4番から6番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番から6番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号7番から9番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、7番から9番は許可相当で決定します。

次に、議案第3号10番は調査委員会案件です。調査班第3班が担当したので、担当班長の山本元一班長、調査報告をお願いします。

○山本元一委員

議案第3号10番は、調査班第3班が担当しましたので、調査報告をいたします。

区分、売買、所在、文違字文違野、地目、畑、面積669平方メートルほか4筆、合計5筆の19,017.52平方メートル。転用目的、倉庫(1棟)用地。転用事由、現在、運送業を営んでいるが、事業拡大に伴い既存の倉庫では手狭なため、車両の出入り等の利便性がよい当該申請地に倉庫を建築し、利用したいというものです。

この案件につきまして、3月31日午後、現地調査を行いました。調査員は調査班第3班と京増推進委員、事務局より山内主任主事、湯浅主事が担当しました。そして、4月4日午後1時半より、市役所第1会議室において、面接調査を行いました。調査員は調査班第3班と貫井副会長、京増推進委員、事務局より、及川副主幹、湯浅主事が担当し、申請者側より、権利者の

専務取締役と設計関係の代理人が出席しました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北に約2.2キロメートルに位置し、国道より進入路は確保されております。農地区分といたしましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地に該当すると判断しました。現況は雑草が繁茂し、耕作はされておられません。

次に一般基準について、本事業は申請地19,017.52平方メートルと、義務者所有の宅地1,560.37平方メートルと一体利用して、総合計20,577.89平方メートルの都市計画法の開発行為に該当する事業になります。権利者の概要について、資本金は2,500万円、年商は10億から12億円程度、従業員は47名、保有車両は大型トラック、3トン、4トントラックなどを合計26台保有しております。主な業務は、食品輸送、食品倉庫業で、八街市内に約1,650平方メートルの冷凍倉庫用地を保有しております。なお、この冷凍倉庫用地は売却し、当該申請地に移転する予定とのことです。土地利用計画について、倉庫1棟の大きさが約3,300平方メートル、事務所の大きさが約660平方メートル、残りは駐車場、通路として利用するとのことで、倉庫内は低温室が約1,100平方メートル、超低温室が約380平方メートル、チルド室が約190平方メートルと約180平方メートル、仕分室が約980平方メートル、荷預け室が約520平方メートルとなり、特に、マイナス50℃の超低温室は所有する業者が少なく、需要が見込めるとのことでした。

造成計画は、おおむね平坦な地形であることから、申請地内の切り盛りのみで、土砂の搬出入はありません。用水については市営上水道、汚水雑排水については合併浄化槽により処理された処理水を道路側溝に放流、雨水については市道路河川課などの関係各庁と協議し算出された3,000トンの貯留槽を設けて、一時的に貯めた後に、調整しながら道路側溝に放流するとのことで、隣接地に対する被害防除対策は、ブロックフェンスを設置し、雨水、土砂の流出を防ぐので、問題はないものと考えます。

確認事項として、歩行者等の交通安全について、国道沿いのセットバックや当該申請地内への信号の設置など、印旛土木事務所などの関係各庁と現在も協議中であり、権利者はより良くなるよう前向きに動いているとのことです。なお、トラックも乗用車も全て国道から出入りし、反対車線にはみ出さないために、歩道と車道のブロックの切下げ等を行うとのことです。また、倉庫では移動式のラックやシステム管理を導入し、障害のある方でも作業できるような形態を構築し、雇用の促進も図る予定とのことです。

資金関係は、土地代の一部を内金として、自己資金で支払っており、そのほかは全額銀行からの融資で賄います。

以上のようなことから、この案件につきまして、特に問題となることはないと思われ、都市計画法との調整を条件といたしまして、調査班第3班は許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第3号10番を都市計画法との調整を条件に、許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、10番は条件付き許可相当で決定します。

会議中ですが、ここで15分間休憩します。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時58分

○岩品会長

それでは、会議を再開します。

議案第4号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

8ページをご覧ください。議案第4号農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。本件につきましては、令和4年3月18日付で、八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字別ヶ野及び外満木山、地目、畑及び公衆用道路現況畑、面積2,703平方メートルのうち903平方メートルほか10筆、計11筆の合計面積12,626平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

番号2、所在、八街字稲荷台及び松島、地目、畑、面積2,919平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積9,047平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は3年、再設定です。

番号3、所在、朝日字竹里、地目、畑、面積8,165平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は3年、再設定です。

番号4、所在、朝日字竹里、地目、畑、面積464平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積6,628平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は2年、再設定です。

番号5、所在、朝日字松里、地目、畑、面積1,785平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は2年、再設定です。

ただいまご説明いたしました番号1から5までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号は承認することに決定します。

次に、議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書10ページをご覧ください。

議案第5号、農地法第2条第1項に規定する、農地に該当しないものであることの認定についてご説明いたします。これは、農地利用状況調査におきまして、現況が山林、原野化している等、農地に復元して利用することが著しく困難なものとして、国の定める基準に従って、非農地と判断するか否かを対象とした土地です。調査日につきましては、転用事実確認日と合わせまして、令和4年3月2日に、山本重文班長、今関委員、円城寺委員、事務局からは太田副主幹、湯浅主事で実施いたしました。調査結果につきましては、計15筆、16,085.37平方メートルを非農地と判断いたしました。

次に、令和4年3月10日に、山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員、事務局からは湯浅主事で実施いたしました。調査結果につきましては、計12筆、16,361平方メートルを非農地と判断しました。

次に、令和4年3月31日に、山本元一班長、中村勝行委員、藤崎委員、京増委員、事務局からは山内主任主事、湯浅主事で実施いたしました。調査結果につきましては、計2筆、4,406平方メートルを非農地と判断いたしました。

ただいまご説明いたしました3件につきましては、認定を求めるものです。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号を認定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員ですので、議案第5号は認定することに決定します。

次に、報告第1号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書12ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

番号1、所在、小谷流字野出、地目、畑、面積793平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに、令和4年3月31日です。

以上です。

○岩品会長

ただいまの報告事項は、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等ありますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。

事務局にお返しします。

ご苦労さまでした。

○小川事務局長

閉会を宣す。(午後4時04分)

議事録署名人

議 長

3 番

4 番